

【案第2条（定義）】

No	ご意見の概要	江田島市の考え方
1	第2号アにおける「音声、動作～一切の事項」の文言は、第3号の「個人識別符号」に含まれるのではないかと？	・第2号は、個人情報の定義であり、アでは個人識別符号を含まないもの、イでは個人識別符号が含まれるものとしています。指摘の文言はアの中にあるため、個人識別符号を含まない個人情報となります。
2	案第33条に「個人の秘密に属する事項」という文言が出てくるが、第2条第4号の要配慮個人情報と同一なものと思われるので、「個人の秘密に属する事項」を条文に入れたらどうか？	・「個人の秘密」とは、個人に関する一般に知られていない事実であって、他人に知られないことについて相当の利益を有する情報を行います。対して要配慮個人情報は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」といいます。）に定義されている不当な差別又は偏見が生じる可能性がある個人情報です。「個人の秘密」と「要配慮個人情報」では性質が異なるため、同一に取り扱うことは困難と考えます。
3	今回の条例改正により、個人情報の定義が明確化されることでこれまで以上に個人情報の保護が進み、市民全体のためになると思います。	・条例の趣旨に沿って、個人情報を適切に管理できるよう努めていきます。

【案第9条（個人情報取扱事務の登録等）】

No	ご意見の概要	江田島市の考え方
1	案第2条第4号に例示されている要配慮個人情報をどのように登録簿に登録するか分かりにくい。別途、定めるのか？	・個人情報取扱事務登録簿は現在システムで管理しています。新規に個人情報を取扱う事務が発生した場合には、第9条第2項の各号に定める項目を登録することで登録簿を作成します。要配慮個人情報については、その取扱いの有無のみを登録します。別途定める予

	定はありません。なお、登録簿は窓口にて閲覧することができ、さらに本市ホームページ上でも公開する予定です。
--	--

【案第 2 4 条（受託者の責務）】

No	ご意見の概要	江田島市の考え方
1	「必要な措置」の内容が不明。条例や規則に別途表わされるのか？	・「江田島市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」及び「江田島市特定個人情報等の取扱いに関する管理規程」において、個人情報の適切な管理のための措置（媒体管理や廃棄等）が定められています。
2	第 3 項について、条例の厳格な適用のため、「みだりに」という文言は削除するべきでは？	・「みだりに他人に知らせ」とは、自己の権限、事務に含まれない場合、または含まれる場合であっても正当な理由なしに知らせることをいいます。個人情報の提供自体は条例第 8 条第 1 項の各号で認めており、これらと区別するためにも必要な文言と考えます。

【案第 3 1 条～第 3 6 条（罰則）】

No	ご意見の概要	江田島市の考え方
1	案第 3 1 条について、「個人の秘密に属する事項～集合物であって」の文言は、次の「特定の保有個人情報～体系的に構成したもの」と同義と考えられるので、削除したらいいのではないかと？	・案第 3 1 条では、前提条件として個人情報全体ではなく、「個人の秘密」に属する事項が記録された情報に限定しています。このため、「個人の秘密に属する事項～集合物であって」の文言を削除することは適当ではないと考えます。
2	案第 3 3 条について、主語が「実施機関の職員」だけになっているが、受託者も個人の秘密に属する事項を取り扱うことも想定されるので、第 3 2 条と同様に「第 3 1 条に規定する者」とする	・案第 3 3 条では、罪の成立要件を「職権を濫用して」としています。「職権」とは実施機関の職員が有する職務権限をいいます。すなわち、職権濫用は職員のみが可能であることから、職員以外の者は

	のがいいのではないか？	該当しません。
3	案第34条について、「行為者」の前に「当該」を入れる方がいいのでは？	・案第34条は、両罰規定の定型に沿っているため、「当該」を入れる必要はないと考えます。
4	案第36条について、「過料」は行政罰であり、不正を行った者に制裁を課す本条例では、刑事罰にするべきではないか？	・案第36条が行政上の秩序罰にとどまっているのは、保有個人情報の中には個人の秘密とはいえないものも含まれているからです。このため、行政機関個人情報保護法と同様に秩序罰とすることが適当と考えます。
5	罰則規定を新たに設けることで、個人情報を扱う立場の人もより緊張感を持つようになり、個人情報が保護されるようになると思います。	・罰則の有無に関わらず、適切な個人情報の管理ができるよう努めていきます。